商品概要説明書

積立式定期貯金＜満期型＞

（２０１９年１０月１日現在）

商 品 名	・積立式定期貯金＜満期型＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期　間 （積立期間） （据置期間）	 ・６か月以上１０年以下 ・１か月以上３年以下
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・自動振替により、1 か月、２か月、３か月、６か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。 ・１回あたり１円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払、明細支払および概算金支払ができます。
利　息 （１）適用金利 （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 （個人） ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が１年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞の約定利率を適用します。 ・なお、満期日前１年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入されている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 （法人） ・各分割預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞の約定利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 （個人） ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が１年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用します。 （法人） ・スーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用します。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	**・各預入分について満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により１年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。** **（個人）** **（１）スーパー定期としての預入分** **① 預入期間が 6 か月未満の場合** **解約日における普通貯金利率** **② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合** **約定利率×50%** **（２）期日指定貯金としての預入分** **① 預入期間が 6 か月未満** **解約日における普通貯金利率** **② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満** **預入時の 2 年以上の約定利率×40%**

	（法人） （１）１か月もの、3か月もの、6か月もの、1年もの、2年ものの定型方式および１か月超３年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が６か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が６か月以上１年未満の場合 約定利率×50% ③ 預入期間が１年以上３年未満の場合 約定利率×70% （２）３年ものの定型方式 ① 預入期間が６か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が６か月以上１年未満の場合 約定利率×40% ③ 預入期間が１年以上１年６か月未満の場合 約定利率×50% ④ 預入期間が１年６か月以上２年未満の場合 約定利率×60% ⑤ 預入期間が２年以上２年６か月未満の場合 約定利率×70% ⑥ 預入期間が２年６か月以上３年未満の場合 約定利率×90%
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ担当部署またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 中野市 店舗営業課 金融店本所 （電話：0269-22-3148）